

## 8 懇明府拝観方通牒

〔昭和二年六月〕

(注記1) 官秘六三号  
定決裁  
7月12日

文書課長

送發  
7月19日

起案者  
印(佐藤)

(注記2) 昭和二年七月十二日起案  
庶務掛長(渡邊)  
印

(注記3) 秘書課長(澤田)  
印  
(注記4) 年月日  
岐阜県知事  
回答案(第一案)  
宛(各通)

回答  
岐阜県知事  
正誤表

(下札)

(注記6)

本年六月廿八日付官秘六三号ヲ以テ通牒ノ懇明府拝観ノ件ニ關  
シ振天府拝観資格者並手続等ニ付御照会ノ処(抹消)  
(左記)(別記)御参  
照相成度

記

## 一、関係通牒

○明治四十四年十月二十一日

宮内省

文部大臣宛

通牒

振天府拝観出願ノ義ハ從来区々ニ相成居候処右ハ新年式拝賀以上ノ者ニ特別ノ思召ヲ以テ拝観差許サルルコトニ定メラレ候間

此段及通牒候也

追テ拝観出願者ニハ一回ノミ差許サルル儀ニ付為念申添候也

参考

拝観資格

親任官、同待遇

勅任官、同待遇

貴衆両院議長、同副議長

麝香間祇候、錦鷄間祇候

以上ノ者ノ夫人

二等官、勲三等及從四位以上ノ者ノ夫人

勲六等以上有勲者

従六位以上有位者

貴衆両院議員

神仏各宗派管長

九等官以上

奏任待遇ノ神職

## 門跡寺院住職

宮内省奏任待遇

○大正七年五月十四日宮内大臣官房 文書課 宮発第二六九号

宮内大臣

文部大臣宛

通牒（振天府拝観ニ関シ関係アリ）

振天府拝観ノ資格ヲ有スル者ニ対シ本月二十九日以後左記ニ基  
キ建安府拝観可被差許候

記

一、御差許ノ日ハ毎週水曜日トス 但シ朝儀行幸ノ節及暑中休

暇中ハ之ヲ除ク

一、人員ハ当分ノ内毎回三十名ヲ限ル

○一、建安府拝観ノ当日振天府ノ拝観ハ差許サレズ

○大正十一年七月七日

宮内大臣

文部大臣宛

通牒

大正七年五月十四日付宮内大臣官房 文書課 宮発第二六九号通牒

建安府拝観被差許件ハ本年七月一日以後左記ノ通変更相成候

○追テ振天府ノ拝観時刻及期限モ本文ヲ適用致候

記

一、御差許ノ日ハ毎週木曜日ニシテ午前十時ヨリトス

一、御差許期限ハ毎年二月一日ヨリ六月三十日迄及九月二十

日ヨリ十二月十日迄トス

一、人員ハ毎回三十名ヲ限ル

一、地方ヨリノ上京者ニシテ他ニ拝観ノ時日ナキ者ハ臨時詮

議ノ上差許サル、コトアリ

一、建安府拝観ノ当日振天府ノ拝観ハ差許サレズ

一、拝観願人名ハ毎火曜日午前中ニ差出ノ事

## 二、拝観手続

宮城、新宿御苑等<sup>(加筆)</sup>拝観手続ニ準ジ文部大臣宛御上申ノ

コト

### (注記 7) 通牒案（第二案）

年 月 日

秘書課長

本省各局長  
官房各課長、督学官室  
直轄各部長  
公私立専門学校長  
公私立大学長  
各地方長官

宛（各通）<sup>(加筆)</sup>

通牒

博明府拝観ノ件ニ関シ<sup>(抹消)</sup><sup>(左記)</sup><sup>(別紙)</sup>ノ通山口県並岐阜県<sup>(抹消)</sup><sup>(知事)</sup>宛<sup>(加筆)</sup>回答致シ置キタルニ付御了知相成度為<sup>(加筆)</sup>参考通知ス

記

(注記 9)

官内大臣官房  
文書課  
官機第四〇七号

博明府拝観ノ件ニ付別紙ノ通り通牒有之タルニ付御了知相成度  
○別紙昭和二年六月十七日付宮第四〇七号官内大臣ヨリ文部  
大臣宛通牒謄写ノ上添付送付ノコト

文書課長

第一案〔(朱書)岐阜県知事宛回答〕写添付ノコト  
リ  
口頭、私信並電話等ヲ以テ、照会セラレタルモノ十余件ア  
リ

(注記 8)

大臣<sup>丁</sup> 次官<sup>(署屋)</sup><sup>印</sup> 秘書課長<sup>(澤田)</sup><sup>印</sup>

昭和二年六月二十一日起案

庶務掛長<sup>(渡邊)</sup><sup>印</sup>

通牒案  
年 月 日  
秘書課長

秘書課長

本省各局長  
官房各課長、督学官室  
直轄各部長  
公私立大学長  
公私立専門学校長  
公私立高等学校長  
各地方長官

宛（各通）<sup>(加筆)</sup>

通牒

博明府拝観ノ件ニ付別紙ノ通り通牒有之タルニ付御了知相成度  
○別紙昭和二年六月十七日付宮第四〇七号官内大臣ヨリ文部  
大臣宛通牒謄写ノ上添付送付ノコト

昭和二年六年十七日

宮内大臣 一木喜徳郎 団

文部大臣 水野徳太郎殿

通牒

(注記10)

教第一一四六九号

昭和二年七月十五日

振天府拝観被差許候資格者ニ対シ爾今惇明府（大正三年乃至九年戦役紀念ノ思召ニテ建設セラレタルモノ）ノ拝観ヲ被差許候

(注記13) 追テ拝観ノ手続其他ニ関シテハ振天府拝観ノ例ニ準シ取扱相成度

(注記14) 学第二五九八号

昭和二年七月四日

山口県学務部長 田中英 印

文部大臣官房秘書課長 澤田源一殿

割印 懇明府拝観ニ関スル件

六月廿八日官秘六三号ヲ以テ標記ノ件御通牒相成候処同通牒中

ノ振天府拝観ニ関スル手續并拝観資格者ニ関スル規程當序ニ於テ例記類種々調査候モ相見当ラス候ニ付御手數ナカラ至急右規程御回示相煩度此段及照会候也

(注記15)

文部大臣官房秘書課長殿

岐阜県知事 団

二官第四〇二号 昭和二年七月六日

客月廿八日官秘六二号ヲ以テ惇明府拝観ニ関スル件御移牒二相成候処右ハ取扱上ノ都合モ有之候ニ付振天府拝観有資格及其

ノ手続等ノ写一通御回送ニ預り度此段及照会候也

(注記16)

大分県知事 团

大分県知事 团

文部大臣官房秘書課長殿

振天府拝観手続ノ件

六月二十八日付官秘六二号ヲ以テ惇明府拝観ノ件ニ付通牒相成候處其拝観手続ハ振天府拝観ノ例ニ準スヘキ旨ナルモ同通牒不

明ニ付御回示相煩度

(注記17) 二教収三八九一号

昭和二年七月十一日

神奈川県知事 団

文部大臣官房秘書課長殿

振天府拝観資格者及出願手続ニ付照会

客月二十八日附官秘六二号ヲ以テ（惇）明府ノ拝観ヲ被差許候処右拝観手続其他ニ関シテハ振天府拝観ノ例ニ準スル趣御通牒ニ接シ候得共本県ニ於テハ先年ノ震災ニテ書類焼失致シ候為其ノ資格及出願手続ヲ了知シ難ク候条乍御手数至急御教示相煩ハシ度此段及照会候

(注記18) 学第三一〇四号

昭和二年七月廿三日

（加筆）

沖縄県学務部学務課

(注記5)

「記録掛／13・7・18／受領」

(注記6)

「三七」(簿冊内件名番号)

(注記7)

「例規」

文部大臣官房秘書課御中  
客月二十八日官秘六三三号ヲ以テ博明府拝観資格者ノ件御通牒相成候處振天府拝観資格者取調候ニ通牒書類見当ラス困惑致居候条乍御手数右御教示相成度御願申候

(注記19)

拝啓陳者振天府拝観願之儀ハ一人一度<sup>(加筆)</sup>〔限〕リ被差許居候次第二有之候処往々再度ノ拝観ヲ得候向モ有之哉ニ相聞候間自今出願

(注記20)  
之節ハ嘗テ拝観ノ有無篤ト御取調ノ上侍從長ヘ御提出相成候様致度此段得貴意候 啓具

明治四十三年二月九日

宮内大臣官房総務課長 近藤久敬

文部大臣秘書官御中

(注記21)  
追テ三十七八年戦役戦利品ハ未タ拝観開始無之候条御承知迄

二申添候也

(注記8)

「例規」

(注記9)

「文部省／昭和2・6・17／官秘63号」

(注記10)

「供閲」

(注記11)

「例規」

(注記12)

「秘書課長」

(注記13)

「次官」

(注記14)

「文部省／昭和2・7・6／官秘63号」

(注記15)

「文部省／昭和2・7・7・7／官秘63号」

(注記16)

「文部省／昭和2・7・7・7・7／官秘62号」

(注記17)

「文部省／昭和2・7・7・7・7／官秘62号」

(注記18)

「通」

「例規」

(注記4)

「文部省／昭和2・7・□／官秘63号」

(注記19)

〔⑩〕

(注記20)

〔⑪〕

(注記21)

〔⑫〕

(下札)

〔⑬〕

種別　＼＼聯繫　／登録追加　＼件名　宮内省通牒直轄各部  
等へ通牒　尙明府拝観方　例規類纂材料　／番号　＼結了年月日

13

〔自大正12年11月至昭和21年5月  
帝室二閨スル總規 第1冊〕 文部  
省⑯ 3A, 30-5, 1044